

先端設備等導入計画申請の手順等

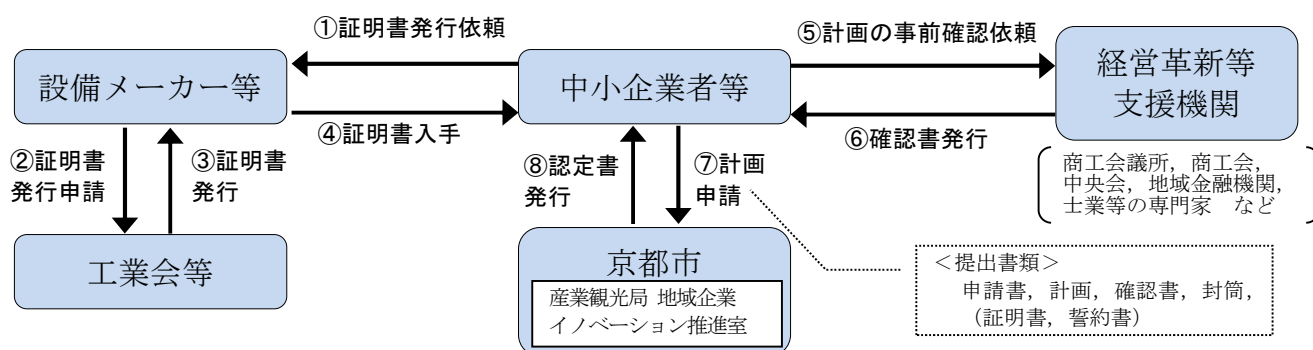
1 先端設備等導入計画の申請に必要な書類

	京都市への提出書類	略称	部数	備考
※ 必要 書類	① 先端設備等導入計画に係る認定申請書（様式第二十二）	申請書	1部	・原本
	② 先端設備等導入計画（様式第二十二別紙）	計画	1部	・原本
	③ 先端設備等導入計画に関する確認書	確認書	1部	・原本
	④ 返信用封筒（申請書類と同程度の重量を送付可能な切手を添付）	封筒	1部	・宛名記入済
固定資産 税の特例 (建物以外)	⑤ 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書	証明書	1部	・写し ・事後提出可
	⑥ 先端設備等に係る誓約書（様式第二十三） ※ 証明書を事後提出される際に添付が必要です。	誓約書	1部	・原本
固定資産 税の特例 (建物)	⑦ 建築確認済証（新築家屋であることを確認）	確認済証	1部	・写し
	⑧ 家屋見取図（家屋内外に先端設備等が設置される確認）	見取図	1部	・写し
	⑨ 先端設備等購入契約書（300万円以上であることを確認）	契約書	1部	・写し
	⑩ 先端設備等に係る誓約書（様式第二十四）	誓約書	1部	・原本
リース 契約 の場合	⑪ 固定資産税軽減計算書	計算書	1部	・写し ・事後提出可
	⑫ リース契約の見積書（契約書案）	見積書	1部	・写し ・事後提出可

2 申請等の手順

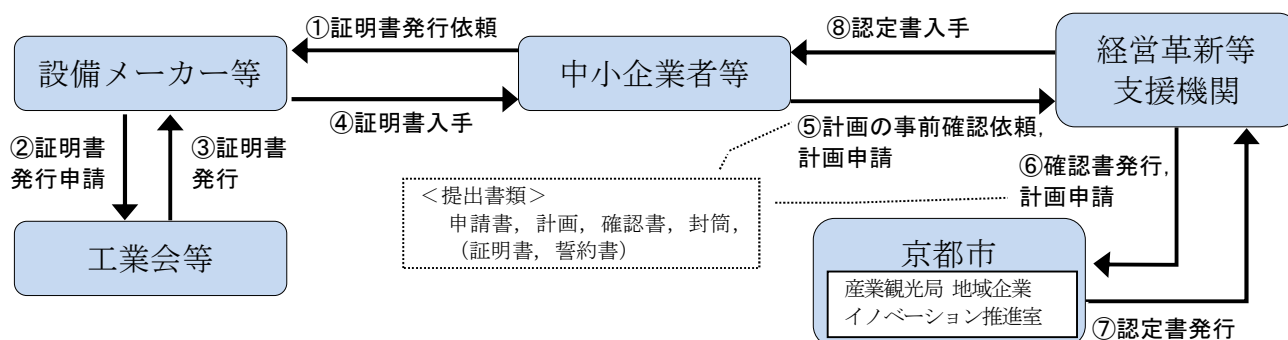
(1) 基本的な流れ

先端設備等導入計画を申請するに当たり、基本的な流れは以下のとおりです。



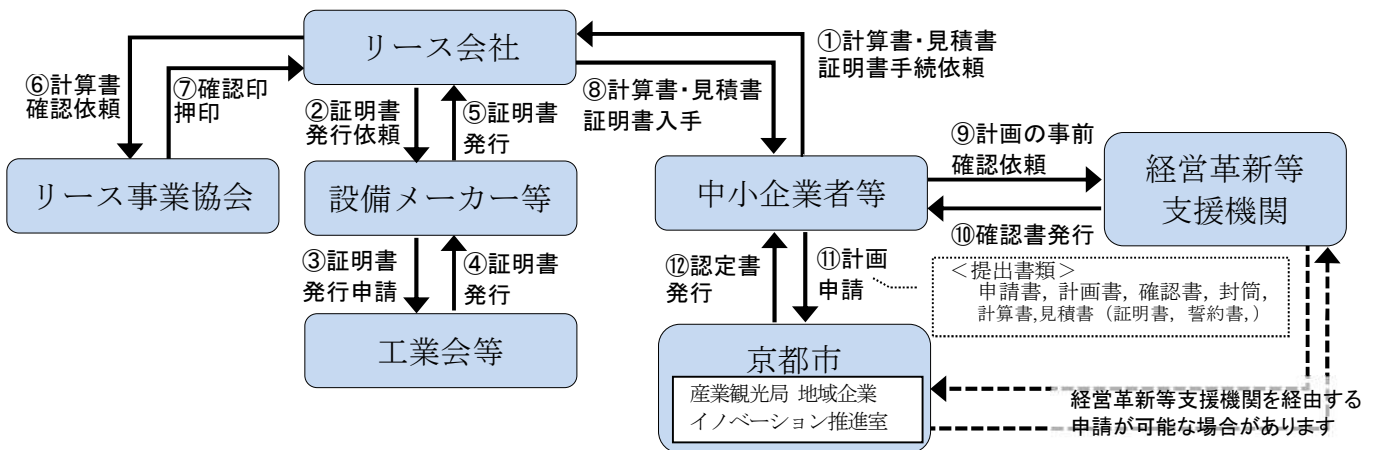
(2) 経営革新等支援機関を経由して申請する場合

事前確認を受ける経営革新等支援機関を経由して京都市に申請することが可能な場合があります。各機関によって取扱いが異なりますので、あらかじめ経営革新等支援機関にお尋ねください。



(3) リースの場合

ファイナンスリース取引であってリース会社が固定資産税（償却資産）を納付するもの。



注意 工業会等が発行する証明書の事後提出

申請時に工業会等の証明書の発行が間に合わない場合は、認定を受けた後に事後提出することが可能です。

3 申請書の提出先

提出先	窓口時間	場所	電話番号
郵送 京都市「先端設備等導入計画」 認定窓口	平日 8:45～17:30 (休業日：土・日・祝・ 年末年始)	〒604-8571 京都市中京区御池通 寺町上る上本能寺前町 488 京都市役所分庁舎地下 1 階 地域企業イノベーション推進室	075-222-3329

4 固定資産税（償却資産）特例に関する問合せ先

問合せ先	電話番号
京都市行財政局 税務部 資産税課	075-213-5214

5 その他

- 設備の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行ってください。
- 経営革新等支援機関は、以下のホームページで御確認ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>